

日程第 9．議案第 38 号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長 宮城清政君 日程第 9．議案第 38 号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 38 号 和解及び損害賠償額の決定について 和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により次のとおり議会の議決を求める。1．相手方住所氏名については、記載のとおりであります。2．事故の概要 平成 26 年 7 月 8 日火曜日午後 7 時ごろ、字宮平…番地、相手方自宅において町が管理する車両通行規制用看板が強風により飛ばされ、相手方自宅 1 階窓ガラスを損傷させた。3．損害賠償額 120 万 8,000 円。提案理由としまして、上記事故について和解し損害賠償の額を決定したいので提案をいたします。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第 38 号詳細につきまして、ご説明させていただきます。議案書の次のページに付いております資料でご説明させていただきます。事故の日付は、平成 26 年 7 月 8 日。午後 7 時ごろです。台風 8 号の影響による強風で、町の設置しております注意看板が強風によって飛ばされまして、向かい側の相手方住宅の窓ガラスに当たってガラス窓及びサッシに傷ができてることによる損害賠償となります。場所につきましては、字宮平の当間橋から町道 11 号線に入りました所に設置されておりました看板でございます。町道 11 号線の国場川路肩が一部決壊している所がありまして、そのために大型車両の通行に注意を促すために設置していた注意看板でございます。設置をしまして 2 カ年ほどたっている看板でございます。これが台風 8 号の影響の強風で道路反対側の相手方窓ガラスに当たって、窓ガラス及びサッシの計 4 カ所に傷ができたということでございます。それに伴う損害賠償額 120 万 8,000 円で示談の協議が整ったということで、今回の議案上程となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 この工事は県の工事ですね。県の工事で町が看板を立てているわけですが、そうすると本来ならば工事業者の看板であるとかあるいは県の工事名を書いての通行止め看板になるのではないかと思います。それを南風原町が設置したという理由には何があるのですか。

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 1 9 日（最終日）

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 こちらの看板は、当間橋の工事に関連する看板ではございません。町道 11 号線の国場川側路肩が決壊をしまして、それに伴って大型車両の通行を規制と言うよりは注意を促すもので、南風原町が設置した看板ということになっております。その看板が強風で飛ばされて、相手方のガラスに当たって傷がついたという今回の和解内容となっております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 2 年前からの設置ということは、看板が風で飛ばないように錘を付けるとかいろんな方法があるのですけれども、そういうものはなかったのですか。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 お答えいたします。この看板につきましては、平成 24 年 5 月ごろに設置されておまして、町道のガードパイプに針金で固定してあったのですけれども、これが腐食していて強風に飛ばされたということが 1 つの原因になっております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 台風 8 号が発生したあとの事故でありますけれども、何度かガードレールに関する事故あるいは補償などありましたよね。やはりこういうものは一度起きたら次は起こさないような見回りは必要かと思えます。これについては何回目か分からないぐらいの補償を町はやっていますので、今後そういうことがないようにパトロール等気を付けていただきたいと思えます。日ごろからぜひ気を付けるようお願いしたいと思えます。

○議長 宮城清政君 他に。3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 ただいまの玉城議員とほぼ同じですけれども、現在どういった防止策を取られているのですか。その後、飛ばされないよう策は取られているのでしょうか。今でもそのままにしているのですか。行政側の対応策は…

[大城 勝議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時10分）

再開（午前11時10分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の件がありましてから、その後、強風及び台風等につきましては一時取り外して飛ばさないような策を講じております。先ほど勇議員からもございましたとおり、同様なことが二度と起きないようにその後については十分気を付けて対応しております。また、今後もこれまで起きました案件につきまして二度と同じようなことがないように十分気を付けてまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 定期的なパトロールをすべきだと思います。それをマニュアル化して、日誌もきちんと記録して残されるぐらいですね。そうしませんと、台風など直前に対応するのではなくて、日頃からのパトロールをし、それをきちんと記録として残しておく、そうしたシステムを取って欲しいと思いますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 パトロールにつきましても、従前からやっていることではございますが、いかんせん全部を網羅するのが結果的にはできなかったことになっております。現在は、看板関係につきましても位置をすべて把握しておりまして、台風が近づきましたらそこを中心に再度パトロールを重ねるよう現在もやっております。今後も同様にやっていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どうもありがとうございます。各集落にいろんな危険物がありますね。それぞれの住民が気付いたところで、直接自治会の区長あるいは役場に連絡できるような例えばそこに電話番号を入れておくとか、廃棄物の場合はそのようにやられていますが、そういった場合も連絡はすぐに行き届くような、住民がしやすいような体制です。日頃から行政の皆さんだけのパトロールではなくて、住民にも参加してもらえるような体制を作っていただきたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 1 9 日（最終日）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 38 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 38 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 38 号 和解及び損害賠償額の決定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、可決されました。休憩します。